

（午前9時30分 開議）

○議長（井上勝彦君）皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員数は21人で定足数に達しております。

○議長（井上勝彦君）これより本日の会議を開きます。

○議長（井上勝彦君）この際、報告いたします。

議員 松浦君ほか2人から、平成24年9月6日付をもって議案1件が、同じく総務委員会委員長 上田君から、平成24年9月14日付をもって議案1件が提出されました。

議案はお手元に配付いたしております。
以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井上勝彦君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において11番 土井君、14番 中本浩精君の2人を指名いたします。

日程第2 認定第1号 平成23年度橋本市一般会計決算の認定について から、日程第16 認定第15号 平成23年度橋本市病院事業会計決算の認定について までの15件

○議長（井上勝彦君）日程第2 認定第1号 平成23年度橋本市一般会計決算の認定について から、日程第16 認定第15号 平成23年度橋本市病院事業会計決算の認定について

までの15件を一括議題といたします。

ただ今議題となりました本案に関し、平成23年度決算審査特別委員会委員長から、委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第17 議案第10号 橋本市市民活動サポートセンター設置及び管理条例について

○議長（井上勝彦君）日程第17 議案第10号 橋本市市民活動サポートセンター設置及び管理条例について を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長 9番 上田君。

〔9番（上田良治君）登壇〕

○9番（上田良治君）皆さん、おはようございます。委員長報告を行います。

去る9月13日の本会議において、本委員会に付託された議案第10号 橋本市市民活動サポートセンター設置及び管理条例についてを審査するため、9月14日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下、その概要を報告いたします。

記。

議案第10号は、市民の自主的で営利を目的としない社会貢献活動である市民活動を支援するため、平成25年1月4日開設予定の橋本市保健福祉センター内に市民活動サポートセンターを設置するにあたり、設置及び管理条例を制定するものである。

委員から、日曜日を休館日としているが、市民活動の拠点として、より利用いただけるよう開館する必要はないかとのただしがあり、平成22年3月に市内のボランティアサークル、社会教育関係団体、NPO法人等、約80団体を対象にアンケートを実施し、57団体から回答を得た結果、主となる活動曜日では日曜日が活動実績の一番少ない曜日であった。このような状況に加え、施設の管理上、本体である保健福祉センターの開館日と整合を図る必要があることから、開設当初は日曜日を休館日とした。開設後の利用状況を考慮し、開館が必要となった場合は改めて検討したいとの答弁がありました。

本センターの運営方法及び要員についてただしがあり、今年度は、臨時・パート職員の雇用や所管課職員による対応など市直営で計画しており、通常1名が常駐する予定である。平成25年4月からは、ボランティアセンター事業等の実績、市民活動に係る人材育成のノウハウがある橋本市社会福祉協議会への業務委託に向け調整中であり、将来的には指定管理者制度の導入も検討したいとの答弁がありました。

本センターに設置する各種機器の使用料金についてただしがあり、本センターを利用するには利用登録を行っていただく必要がある。市民活動を支援できるよう、施設内の各種機器の使用料金は実費負担の考え方で設定しているため、他民間事業所に比べ安価な設定となっているとの答弁がありました。

以上で委員長報告を終わります。議員皆さ

んのご賛同、よろしくお願い申し上げます。

○議長（井上勝彦君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第10号 橋本市市民活動サポートセンター設置及び管理条例についてを採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第9号 橋本市保健福祉センター設置及び管理条例について

○議長（井上勝彦君）日程第18 議案第9号 橋本市保健福祉センター設置及び管理条例についてを議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 11番 土井君。

〔11番（土井裕美子君）登壇〕

○11番（土井裕美子君）おはようございます。それでは、委員長報告をさせていただきます。

去る9月13日の本会議において、本委員会に付託された議案第9号 橋本市保健福祉センター設置及び管理条例についてを審査するため、9月19日に委員会を開催し、慎重審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべ

きものと決しましたので、以下、その概要を報告いたします。

議案第9号は、市民の健康増進及び福祉の向上を図るため、保健福祉活動の拠点として橋本市保健福祉センターを設置するにあたり、設置及び管理条例を制定するものである。

委員から、条例第7条「利用の許可の基準」において、「1号から4号のいずれかに該当するときは、許可を与えないことができる」としているが、基準を明確化し、許可の是非の判断を容易にするため、「許可を与えない」との条文にすべきではないかとのただしがあり、施設を利用いただくことを基本に条文を整備しているため、一般的な表現として、一定の条件を付して「許可を与えないことができる」との条文としており、他の市施設についても同様の表現を用いているとの答弁がありました。

本条例は、保健福祉センターにおける市民利用に供する部分や行政機能、市民活動サポートセンター、また本センターに入居予定の伊都地方休日急患診療所や市社会福祉協議会など、すべてを包括して規定するものとなっているかとのただしがあり、本条例は保健福祉センター機能における市民利用に該当する部分に関し規定するものであり、これ以外の行政機能や他団体が運営する部分などは、それぞれの関係条例等で規定しているとの答弁がありました。

伊都地方休日急患診療所及び伊都地方休日急患歯科診療所への賃貸料について ただしがあり、光熱水費は別メーターで算定し、警備部門は単独契約となるため、賃貸料は施設の占有利用に係る経費と保守・維持管理費を含めた設定としており、医科診療所は月額29万5,573円、歯科診療所は月額4万1,630円と試算しているとの答弁がありました。

基本使用料を定めていない部屋の市民への

貸し出しについて ただしがあり、基本的には、2階、3階は市民への貸し出しを行えるよう使用料を定め、1階にある相談室、会議室1、集団指導室などは行政部門での利用を考えているため、料金設定はしていない。ただし、1階のいきいきルームに設置する健康器具の料金設定など制度化に向けて現在協議中であり、2階の遊戯室・屋外遊戯場は、午前中のびのび教室で利用し、午後は一般への無料開放に向けて準備を進めている。3階の多目的ホールは、元気らりー教室や保健指導、同じく調理室は離乳食教室など、市主催の事業で利用する場合を除き貸し出しが可能となる。また、貸し出し対象の部屋が満室となった場合は、近隣の教育文化会館や地区公民館等をご利用いただくことになる。1階の会議室1については、貸し出し用でないため料金設定をしていないが、近隣施設含めてすべて満室で、かつ使用依頼があった場合は、貸し出しの公平性の観点から、保健福祉関係団体など使用料が全額減免となる場合の利用を対象に柔軟な対応を考えたいとの答弁がありました。

以上で委員長報告を終わります。議員各位のご賛同をよろしく願いをいたします。

○議長（井上勝彦君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番 中西君。

○8番（中西峰雄君）私、委員ですので、ちょっとただしておきたいんですけども、1ページの下から4行目ですけども、「関係条例等で規定している」との答弁がありました、ということですが、関係条例等で規定をする、整備していくという答弁であったと思うんですけども、これは、まだ全部整備できてませんので、訂正をすべきじゃないかと思いますが。

○議長（井上勝彦君）暫時休憩いたします。
（午前9時44分 休憩）

（午前9時50分 再開）

○議長（井上勝彦君）再開いたします。

11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）ただ今、ご指摘いただきました部分につきましては、「他団体が運営する部分などは、それぞれの関係条例等で規定している」という部分を、「規定していく」というふうに訂正をさせていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（井上勝彦君）よろしゅうございますか。

それでは、質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第9号 橋本市保健福祉センター設置及び管理条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（井上勝彦君）起立多数であります。

よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第19 議案第17号 市道路線の認定について

○議長（井上勝彦君）日程第19 議案第17号 市道路線の認定について を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。
経済建設委員会委員長 13番 石橋君。

〔13番（石橋英和君）登壇〕

○13番（石橋英和君）経済建設委員会委員長報告をいたします。

去る9月13日の本会議において、本委員会に付託された議案第17号 市道路線の認定について を審査するため、9月18日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下、その概要を報告いたします。

議案第17号は、企業誘致のため建設した「紀ノ光台22号線」ほか2路線及び、県営の中山間地域総合整備事業により建設した道路であり、「紀の川尾野山5号線」を新たに市道として認定するものであり、委員会は先に現地に赴き、調査の後、審査を行いました。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第17号 市道路線の認定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決さ

れました。